

【令和５年第５回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和５年１２月１４日 文教委員長 押本 吉司

- 「議案第１６６号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第１６９号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 施設の名称が変更されることにより、児童相談所という文言が入っていることで市民が相談へ行きづらくなることを懸念しているため、親しみのある相談所を目指してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第１７０号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第１８１号 （仮称）多摩区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

- * 契約変更を選択した理由及び過去の事例について

本工事の契約変更については、市民への影響を最小限に抑えるため、特例的な対応として再発注ではなく契約変更を選択した。また、今回の事例と同様に、令和５年度に３件、令和４年度に１件、給排水衛生設備工事に係る費用を増額するための契約変更を行った事例がある。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第１８６号 川崎市大山街道ふるさと館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 緊急時における指定管理者との連絡体制について

緊急時においては指定管理者から施設の管理運営を担当している高津区役所へ連絡を行う体制となっている。なお、危機管理本部への連絡は高津区役所が行うこととなる。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１９２号 川崎市こども文化センター及び川崎市ふれあい館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理料における人件費の割合について

かわさき市民活動センターの指定管理料における人件費の割合は８２．１パーセントであり、株式会社理究キッズと株式会社明日葉の指定管理料における人件費の割合は７５．５パーセントである。

* 職員への給与の支払い能力の担保について

選定評価委員会において公認会計士の委員から、株式会社からの指定管理料の提案において利益が生じていないことに関して質問があり、当該法人からは本事業で利益を追求しておらず、別の事業で利益を得ているため、指定管理料を低く設定しているとの回答があった。市としては、株式会社理究キッズと株式会社明日葉の指定管理料における人件費の割合は適切であり、職員への給与支払能力は担保されていると考えている。

* 選定評価委員が提出した誓約書の内容について

選定評価委員から、応募団体の中で過去に本人及び親族が役員に就任していたことがないことを確認するための誓約書の提出があった。なお、株式会社理究キッズに関しては、横浜国立大学が発祥の株式会社であることをホームページで確認しており、選定評価委員のうち２人が横浜国立大学にゆかりのある人物であるが、適正な審査が行われていると認識している。

* 選定評価委員に社会保険労務士を選任することへの考えについて

選定評価委員の選任については、事業者選定等に関する手引きにおいて、公正かつ適正な審査が求められることから臨時委員を含め５人以上を選定することが定められている。次回の公募の際には、選定評価委員に社会保険労務士を含めることを検討したいと考えている。

* 選定評価委員会の出席委員数について

選定評価委員会の審議は５日間にわたって行われたが、委員との日程調整の結果、４人で審議した日と５人で審議した日が生じた。なお、選定評価委員会は委員半数以上の出席があれば開催可能であるため、適切に開催されたと認識しているが、委員の人数及び専門性については今後検討したいと考えている。

* 応募団体からの地域性を踏まえた提案内容について

宮前区で新たに指定管理者となる団体からは、多世代交流に関する取組として地域住民による子ども向けの将棋教室及び手芸教室の実施や、転入者とのつながりを促す取組として子育て交流イベントや、地域とのつながりを促す取組として保育園を運営している事業者との連携が提案されている。

* 株式会社明日葉からの提案内容について

株式会社明日葉から提案された利用者負担金の原則不徴収については、イベント等で料金が発生する際に材料費以外を利用者から徴収しないということを意

味しており、不足分は当該法人が負担することとなる。

*** 応募団体が増加した理由について**

指定管理者の公募について、令和5年3月から事前の周知を行った結果、多くの団体から問合せがあった。8月から公募を実施したが、事前に問合せがあった団体に対しては、市から公募が開始された旨の連絡を行った。また、施設の現地見学会も併せて実施し、事業内容をより明確に把握する機会を設けたことによって、多くの団体から応募があったものと認識している。

*** 指定管理者の変更がある施設への対応について**

こども文化センター等で勤務している職員の多くは地域住民であり、地域に支えられながら施設の運営を行っている。指定管理者が変更となる施設の職員が不安に感じていることは認識しているため、雇用の安定に向けて指定管理者とともに責任を持って対応していきたい。

*** 指定管理者の変更がある施設の職員の雇用について**

新たな指定管理者から、施設の職員を引き続き雇用したいとの提案を受けているが、職員の希望を確認する必要がある、市が間に入って調整したいと考えている。なお、労働条件等については、これまでと同様の水準を維持したいと指定管理者からは聞いている。

*** 指定管理者の変更に係る学校への説明状況について**

指定管理者の変更に係る、本日校長会に出席し説明を行う予定である。また、わくわくプラザのスタッフや各学校の教員に対しても、12月中に指定管理者から説明予定である。

*** 選定されなかった団体への対応について**

今回の指定管理者の公募については、多数の団体から応募があった。選定されなかった団体に対しては選定結果を直接伝えた際に、意見要望の聞き取りを行った。また、選定の過程で地域に対する団体の思い等を聞くことができたため、次の指定管理者の公募時にも改めて応募してほしいと考えている。

*** 指定管理者が作成する各マニュアルの点検について**

こども文化センターごとに作成したマニュアルが市へ提出されており、内容を点検している。マニュアルの内容に不足等がある場合は、指導を行っている。

*** わくわくプラザにおいて教員による体罰を認識した場合の対応について**

体罰を認識した場合の対応についてはマニュアルには明記されていないが、事案を認識した場合には、こども文化センター等を通じて市へ報告される。

*** 職員に対する研修内容について**

研修については、市で実施している研修と指定管理者が実施している研修があり、子どもの安全に関する事項について学び、職員の資質の向上に努めている。なお、市で実施している研修において子どもの権利に関する内容を扱っている。

*** 施設利用者の不安の解消に向けた取組について**

施設の運営に当たっては、子ども、保護者及び職員の視点、また、学校及び地域との連携が非常に重要と考えているため、令和6年4月からの事業開始に向けて適切に引継ぎが実施されるよう指定管理者へ助言・指導を行いたいと考えてい

る。4月以降についても、モニタリングを通じてよりよい運営が実現されるように市として伴走していきたいと考えている。

*** こども文化センターの修繕要望について**

令和4年度に指定管理者から軽微な修繕の要望の件数が317件あり、実際に修繕を実施した件数は45件である。

*** こども文化センターにおけるトイレの洋式化の進捗状況について**

こども文化センターのトイレについては現在24館が洋式化されており、今年度末には新たに3館が洋式化される予定である。原則、全てのこども文化センターのトイレを洋式化する予定である。

*** わくわくプラザの狭隘化への対応について**

児童一人当たりの基準面積の確保については、定期的に各施設の点検を行っており、指定管理者からの要望も踏まえて、狭隘化の解消に向けた取組を実施したいと考えている。

*** わくわくプラザに関する地域のニーズ調査について**

現指定管理者において、わくわくプラザの利用者へのアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めている。市としては、中間モニタリングや年度評価時に直接施設に出向き、利用者のニーズ把握を行っている。新しい指定管理者からは、応募時に利用者の声の把握が提案されているため、適切に行われるよう助言・指導したいと考えている。

*** わくわくプラザにおける子どもの過ごし方について**

わくわくプラザでは、テレビを見る時間や勉強する時間等を設けているが、テレビを見ることに関しては、生活の場として安らげる時間と空間を確保するというわくわくプラザの目的に合致していると考えている。

*** わくわくプラザの運営の質の担保について**

仕様書に基づいて指定管理者がわくわくプラザを運営しているが、市も中間モニタリングや年度評価を実施しているため、運営の質が担保されていることを確認している。

*** わくわくプラザスタッフの理解を得るための取組について**

わくわくプラザの対応内容を明確化するため、運営の手引きにみんなの校庭プロジェクトに対する役割を新たに明記し、わくわくプラザスタッフに対して説明を行い、理解を得たいと考えている。

*** みんなの校庭プロジェクトにおける校庭の利用方法について**

みんなの校庭プロジェクトについては、わくわくプラザと利用時間が重なることで子どもたちへの危険性が生じる場合には、利用時間を分ける必要が生じるが、学校ごとに利用状況が異なるため、利用方法に関しては学校ごとに判断することとなる。

*** みんなの校庭プロジェクトに対するわくわくプラザスタッフの対応について**

わくわくプラザスタッフについては、みんなの校庭プロジェクトの利用者から問合せ等がある場合に対応することを原則としており、校庭に常駐しているものではない。既に小杉小学校においてモデル実施を行い、当初は対応に苦慮してい

る場面もあったが、回数を重ねることで徐々に慣れ、スムーズに対応できていたと報告を受けている。

《意見》

- * 施設で働く非正規労働者の賃金が低いとの声があるため、指定管理者の変更後も賃金の不当な減額がなされないよう、市としても注視してほしい。
- * 施設で働く職員の労働環境が充実することが子どもの利益につながると考えているため、指定管理者の変更がある施設における適切な引継ぎや雇用の継続性の確保が担保されるよう、市として指定管理者へ指導してほしい。
- * みんなの校庭プロジェクトは非常に有益な取組であるが、わくわくプラザのスタッフに過度な負担が掛かり、子どもに影響を及ぼすことが懸念されるため、市として適切に準備し、スタッフからの意見に対しては柔軟に対応してほしい。
- * 体罰への対応に関してはマニュアルに記載がなく、こども文化センター等を通じて適切に報告されるのか不安があるため、市が責任を持って、確実に報告されるよう担保してほしい。
- * 子どもの権利に関しては、職員の心からの賛同が必須条件と考えているため、研修等において意識の醸成を図ってほしい。
- * 応募団体との関係性に疑義が生じるおそれのある選定評価委員に対しては、書類上の手続のほか、事前に関係性の確認を行ってほしい。
- * 新しい指定管理者は大企業であるため、経営の安定性は確保されているが、地域性が乏しいことが懸念される。地域性が乏しい法人に対して、市の伴走が不十分で指定管理が取り消された他都市の事例があるため、引継ぎや雇用の確保を支援してほしい。
- * 人件費の割合を勘案すると、雇用の継続性の担保については疑わしいと言わざるを得ない。こども文化センターやわくわくプラザの運営において利益を追求する株式会社はふさわしくないと考えているため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第193号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 施設の計画的な整備について

本施設は平成3年に完成しているが、現時点で整備計画は策定していない。施設の所管である教育委員会と連携して適切な修繕を実施しており、今年度については浄化槽の改修工事と毎年実施している樹木の剪定を行った。

《意見》

- * 本施設は野外にあり非常に貴重な空間であるため、安全に利用できるよう計画的な修繕を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第10号 主要地方道子母口宿河原線の神木本町3丁目、4丁目間の歩行者安全対策に関する請願」

《請願の要旨》

主要地方道子母口宿河原線に面する神木本町3丁目4番地と4丁目17番地の対面間の道路に、横断歩道及び信号機を設置するなど、交通安全対策を実施することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

請願場所は、梶ヶ谷方面から五所塚方面に向かって延びる市道子母口宿河原線と、長尾方面から宮崎方面に向かって延びる市道神木本町20号線及び市道神木本町67号線が交わる交差点である。

市道子母口宿河原線は梶ヶ谷方面から五所塚方面への下り坂となっており、請願場所付近における勾配の最大値は7パーセントとなっている。交通規制については、市道子母口宿河原線は、最高速度は時速40キロメートル、駐車禁止及び追越し禁止になっているが、市道20号線及び67号線においては、交通標識等による交通規制は行われていない。また、請願場所付近には、梶ヶ谷方面へ約260メートル地点の上作延南原交差点と五所塚方面へ約260メートル地点の神木天満宮交差点に横断歩道及び信号機が設置されている。

請願場所の交通量については、令和5年10月12日（木）の午前7時から午後7時までの12時間、本市職員が交通量調査を実施したところ、市道子母口宿河原線の12時間の直進車両通行台数は1万986台、請願場所付近における横断歩行者数は78人であり、車両交通量のピークは午前8時台の1,134台、横断歩行者のピークは午後5時台の15人であった。

市道子母口宿河原線は、片側1車線の幅員8.2メートルの車道の両側に幅員2メートルの歩道が設けられている。請願場所から長尾方面に延びる市道20号線は、幅員約4.2メートル、宮崎方面に延びる市道67号線は、幅員約3.9メートルで、いずれも歩車道の区分はなく路側帯も設けられていない。

信号機及び横断歩道の設置については、本市に権限はないため、信号機及び横断歩道の設置所管である宮前警察署に検討を依頼したところ、請願場所への信号機及び横断歩道設置の必要性は低く適さないと考えられるとのことであった。理由としては、市道子母口宿河原線は一定の車両交通量が認められるものの周辺に病院や学校等の主要施設がなく、請願場所を横断する需要が認められないこと、請願場所から神木本町交差点方向に約170メートル進んだ地点には、平小学校の通学路として使用されている天満跨道橋が設置されており、迂回措置が可能であること、過去5年間、請願場所において横断歩行者が関係する人身交通事故は発生しておらず、直ちに横断歩行者の安全を確保しなければならない緊急性は低いことが挙げられた。

道路管理者である本市としては、請願場所を横断する歩行者の安全性向上に向け、地域住民や交通管理者との協議・調整を踏まえた上で、自動車等の運転者に対する安全対策として、請願場所付近に設置してある注意喚起看板の増設とともに、「速度落とせ」「横断者あり」「交差点注意」などの路面標示の設置について、検討していく予定である。

《主な質疑・答弁等》

* 信号機及び横断歩道の設置基準について

信号機及び横断歩道の設置に関しては、誤認等を防ぐために設置間隔の基準が設けられており、信号機は隣接する信号機から150メートル以上、横断歩道は隣接する横断歩道から100メートル以上離れていることが設置の条件となる。

* 信号機及び横断歩道の設置における財政面からの制限について

信号機及び横断歩道は、交通流を円滑にすること等を目的として総合的に判断し、真に必要性の高い箇所から順次設置されている。当該交差点への信号機及び横断歩道の設置における財政面からの制限の有無については、交通管理者に問い合わせていないため不明である。

* 県内における信号機の新設状況について

県内の信号機の新設状況については、令和2年が9か所、令和3年が8か所、令和4年が4か所となっている。なお、令和4年中に本市内で新設された信号機は1か所のみである。

* 横断者の多寡の判断基準について

横断者の多寡については、警察庁が定めている信号機設置の指針に基づいて判断することとなるが、同指針においても横断者の人数は具体的に示されていない。

* 横断者が増加した場合の対応について

今後需要が増加した場合、状況に応じて交通管理者が信号機や横断歩道の設置について判断することとなる。なお、宮前警察署からは、周辺環境の変化により、当該交差点への設置の必要性が確認された場合は、信号待ちのための滞留場所の確保やバス停の移設などを検討する必要があると聞いている。

* 当該交差点における事故発生後の対応について

令和2年度に発生した自動車とバイクによる事故後の対応として、当該交差点付近の路面に減速ドットを設置し、道幅を狭く見せることにより減速を促す対策を行った。なお、当該交差点は道路が斜めに交差しており、運転手からの視認が困難であるため、減速ドットの延長を検討したいと考えている。また、令和5年7月に近隣住民からの要望を受けて、同年8月に「横断者注意」の看板を設置した。

* 路面標示の効果について

国や他都市の検証において、路面標示の設置が自動車等の平均速度低下に一定の効果が認められたとの確認がなされている。

* 歩行者の安全性確保に向けた自動車等への速度制限について

自動車等への速度制限策としては、信号機や横断歩道の設置が有効であるが、本市としては、当面は路面標示の設置により歩行者の安全対策を図っていきたいと考えている。

* 減速を目的とした道路上の隆起物設置の可能性について

当該交差点は周辺に住宅があり、通称ハンプと呼ばれる減速を目的とした道

路上の隆起物を設置することで周辺に振動を与えてしまうため、設置する際は周辺の住民との調整が必要となる。

*** 当該交差点付近の道路照明の設置状況について**

当該交差点付近には道路照明が設置されており、令和元年にはＬＥＤ化を実施したため、十分な照度が確保されている。

*** 当該交差点における通学路の指定について**

当該交差点は平小学校の学区内であるが、通学路には指定されていない。

《意見》

* 信号機や横断歩道の設置については、交通管理者が判断するものであるが、本市としても歩行者の安全対策に最善を尽くしてほしい。

* 迂回路に痴漢注意の看板等が設置されており、迂回路として適切であるか疑問があるため、交差点の安全対策を総合的に判断してほしい。

* 地域の住民から長年にわたり当該交差点の安全対策が求められているのは事実であるため、本市としても現場の実態を丁寧に把握してほしい。

《取り扱い》

・ 設置の判断は交通管理者の権限であるが、隣接する信号機及び横断歩道との距離を勘案すると、当該交差点にも信号機及び横断歩道を設置するべきと考えているため、本請願は趣旨採択すべきである。

・ 今後、仮に横断者が増加した場合は交通管理者の判断が変わる可能性があるため、定期的な交通量調査を行い、交通状況の把握を継続してほしい。請願場所への信号機及び横断歩道の設置については、引き続き交通管理者へ働きかけを行っていくべきであり、また、道路公園センターを主体として実施予定の更なる安全対策の実現を後押ししたいと考えているため、本請願は趣旨採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択